

# すかがわ統計月報 7年12月発行

須賀川公共職業安定所

962-0865 須賀川市妙見121-1

(電話) 0248-76-8609

石川地方職業相談室

963-7845 石川郡石川町字高田234-1

(電話) 0247-26-2484

## 管内の雇用情勢(令和7年10月内容。パートを含む)

### 求人倍率

#### ■新規求人倍率 2.15倍(対前年同月比0.66ポイント上昇、対前月比0.54ポイント上昇)

10月の新たな求職申込みは376件、求人申込みは810人分でした。

これは、1件の求職申込みに対し2.15人分の求人が申し込まれたことになります。

※新規求人倍率:新規求人数／新規求職者数

新規求人倍率は、労働力需給状況の変化の先行的な動きをとらえることができるとされています。

#### ■有効求人倍率 0.99倍(対前年同月比0.04ポイント上昇、対前月比0.04ポイント上昇)

8月から引き続き求職している方と10月に新たに求職申込みした方の合計が1,899人であったのに対し、8月から引き続き有効中の求人と10月に新たに申し込まれた求人の合計は1,876人でした。これは、1人の求職者に対し0.99人分の求人になります。

※有効求人倍率:有効求人数／有効求職者数

有効求人倍率は、労働市場の需給状況を示す代表的な指標とされています。

●表1 管内における求人倍率の推移



#### ■有効求人倍率 【全 国】1.18倍(対前年同月比0.07ポイント低下、対前月比0.02ポイント低下)

【福島県】1.22倍(対前年同月比0.03ポイント低下、対前月比0.04ポイント低下)

【管 内】0.99倍(対前年同月比0.04ポイント上昇、対前月比0.04ポイント上昇)

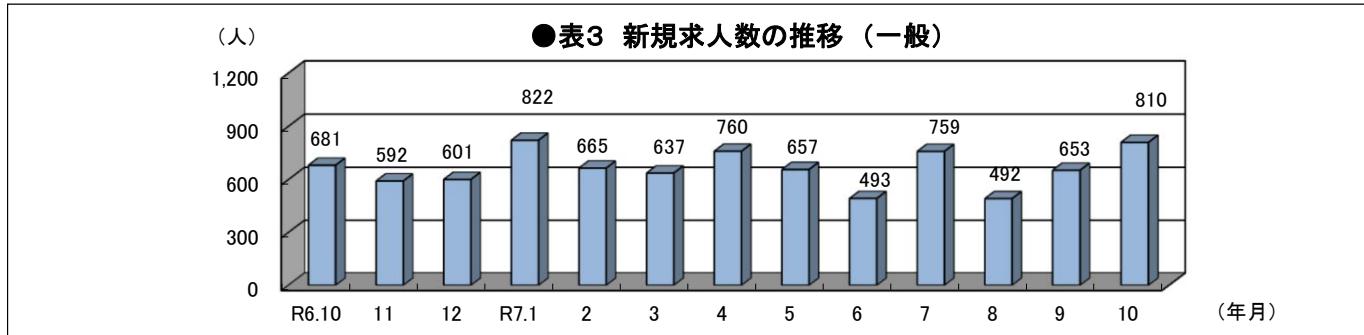
※なお、令和6年12月以前の数値は、令和7年1月分公表時に新季節指数により改訂されています。

●表2 有効求人倍率の「全国・福島県・管内」別推移



## 求人

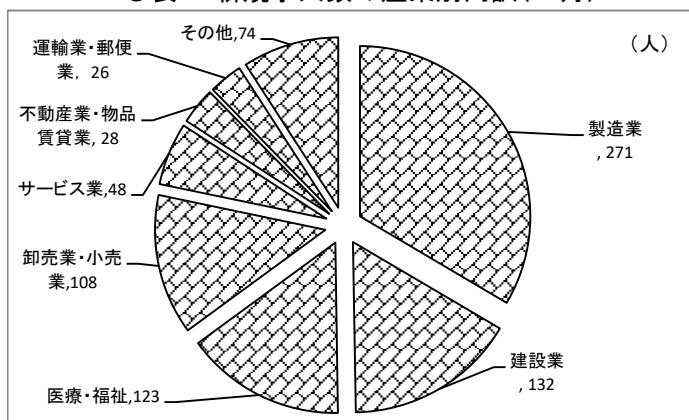
■新規求人数 810人(対前年同月比18.9%増、対前月比24.0%増) (表3)



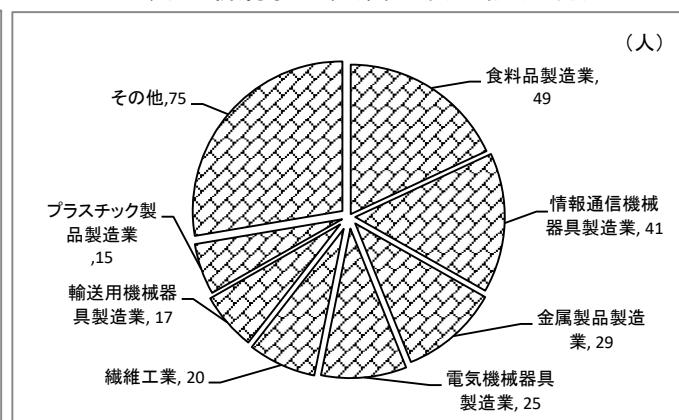
10月の新規求人数を産業別に見ると、製造業が271人と最も多く、全体の33.5%を占めており、次いで建設業、医療・福祉、卸売業・小売業となっています。(表4)

また、製造業求人の内訳は、食料品製造業が49人と最も多く、製造業全体の18.1%を占めており、次いで情報通信機械器具製造業、金属製品製造業、電気機械器具製造業となっています。(表5)

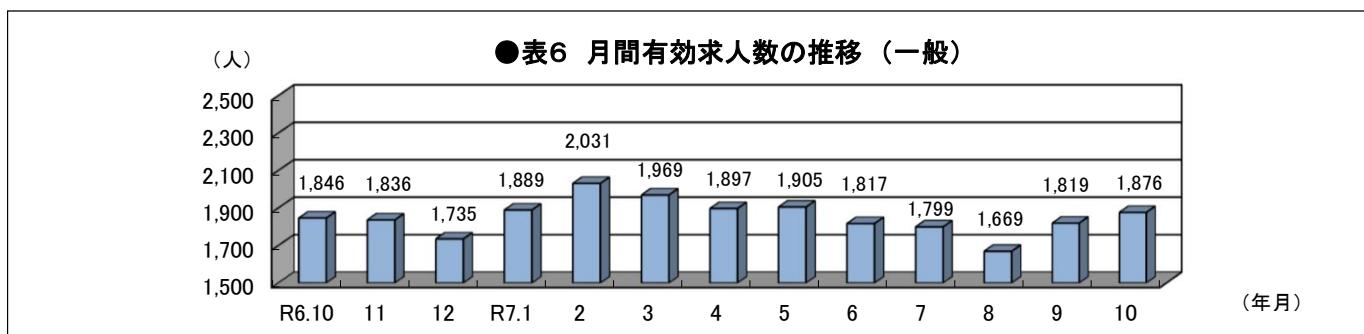
●表4 新規求人数の産業別内訳(10月)



●表5 新規求人数(製造業)内訳(10月)

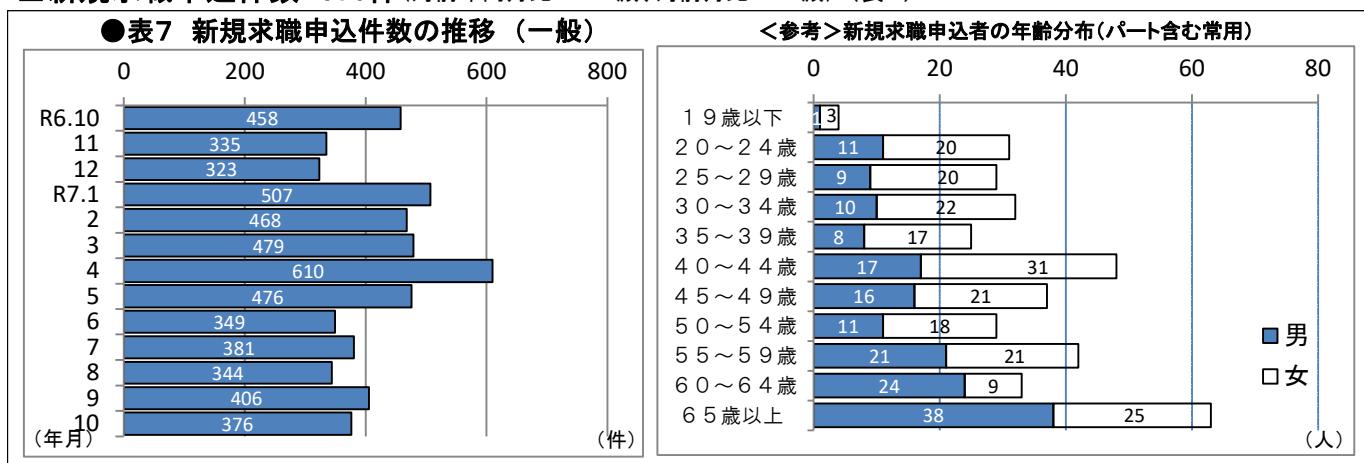


■月間有効求人数 1,876人(対前年同月比1.6%増、対前月比3.1%増) (表6)

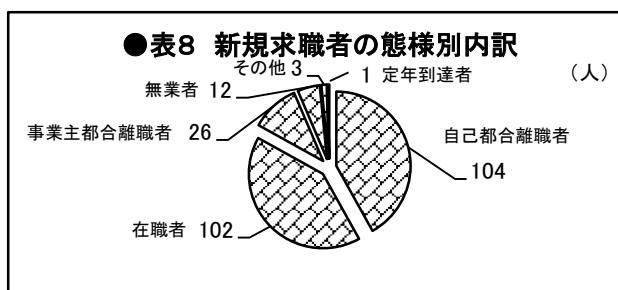


## 求職

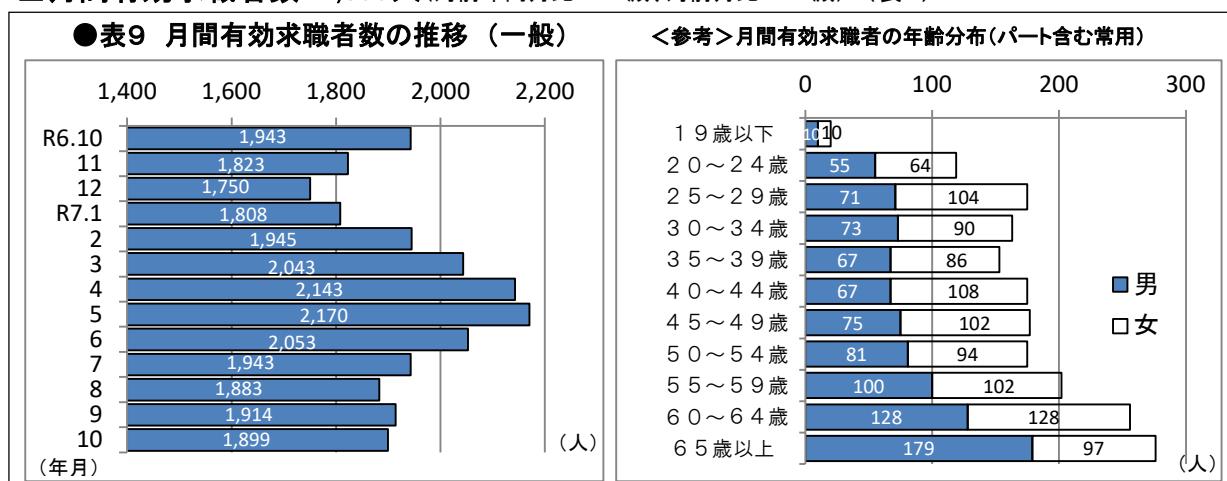
■新規求職申込件数 376件(対前年同月比17.9%減、対前月比7.4%減) (表7)



10月の新規求職申込件数248件(パートを除く常用。)を態様別に見ると、自己都合離職者が104人と最も多く、全体の41.9%を占めており、次いで在職者(同41.1%)、事業主都合離職者(同10.5%)、無業者(同4.8%)、その他(同1.2%)となっています。(表8)



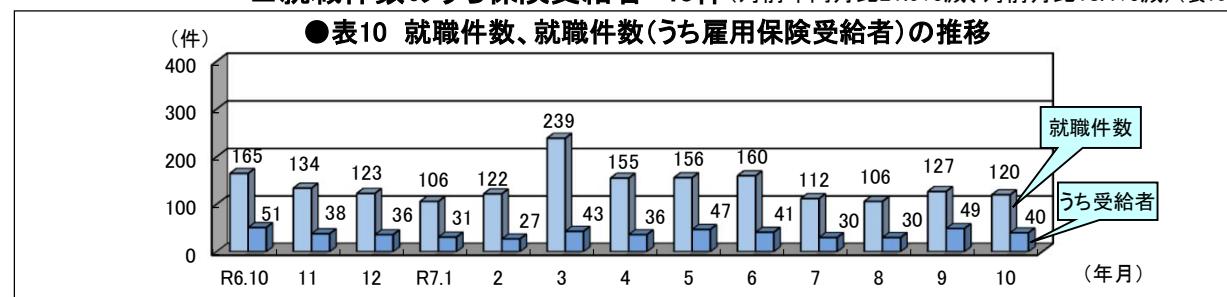
## ■月間有効求職者数 1,899人(対前年同月比2.3%減、対前月比0.8%減) (表9)



## 就職

■就職件数 120件(対前年同月比27.3%減、対前月比5.5%減)

■就職件数のうち保険受給者 40件(対前年同月比21.6%減、対前月比18.4%減)(表10)

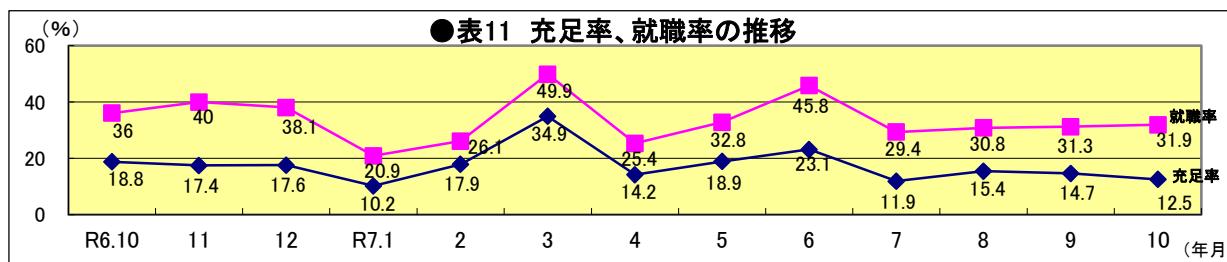


## 充足率、就職率

■充足率 12.5% (対前年同月比6.3ポイント低下、対前月比2.2ポイント低下)

■就職率 31.9% (対前年同月比4.1ポイント低下、対前月比0.6ポイント上昇)(表11)

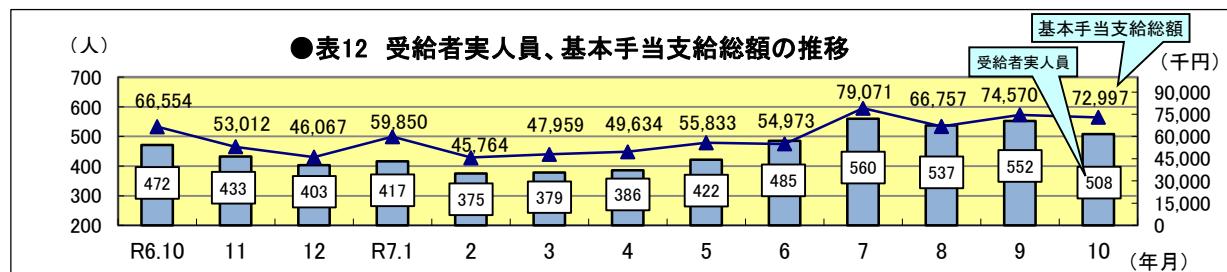
充足率は、新規求人のうちどれだけ充足したかを示します。就職率は、新規求職のうちどれだけ就職したかを示します。



## 雇用保険

■雇用保険受給者(一般)実人員 508人(対前年同月比7.6%増、対前月比8.0%減)

■雇用保険基本手当支給総額 72,997千円(対前年同月比9.7%増、対前月比2.3%減)(表12)



# 育児休業給付金の申請を行う事業所のみなさまへ

## 育児休業給付金の支給対象期間の延長について

— 令和7年4月から手続きに必要な書類が追加になりました —

○市区町村に行った日付や入所希望日は次の2つの要件を満たしている必要があります。

### ▶ 延長の要件

1. 市区町村への保育所等への入所申し込みは、子が1歳に達する日（※）までに行う。
2. 入所希望日を、子が1歳に達する日（※）の翌日以前の日付として入所申し込みを行う。

※「1歳に達する日」とは「1歳の誕生日の前日」のことです。

### 【令和7年3月まで】

- ①市区町村が発行する保育所等が  
利用できない旨の通知  
(入所保留通知書、入所不承諾通知書等)



### 【令和7年4月以降】

- ①市区町村が発行する保育所等が  
利用できない旨の通知  
(入所保留通知書、入所不承諾通知書等)
- ②育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書
- ③市区町村に保育所等の利用申し込みを行ったときの写し

の3点が必要になります。

○不明な点がある際はハローワークまでお問い合わせください。